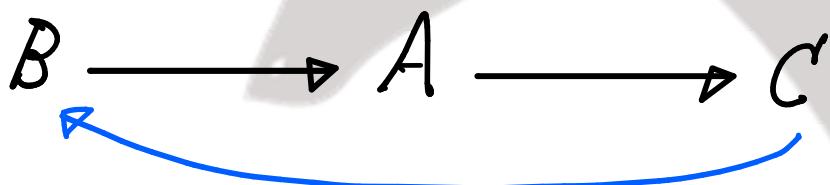


## 転貸借 宅建 H10-06-2 «#657»

【問】 正誤をつけよ。

AはBから建物を賃借し、Bの承諾を得て、当該建物をCに転貸している。Cは、Bから請求があれば、CがAに支払うべき転借料全額を直接Bに支払うべき義務を負う。



【答え】 誤り

《ポイント》 転貸の効果 【★基礎必須】

賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、**転借人は、賃貸人と賃借人との間の賃貸借に基づく賃借人の債務の範囲を限度として、賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接履行する義務**を負う。（民法 613 条 1 項前段）

⇒ 転借人の賃貸人に対する賃料は、**転借料と賃借料双方の範囲内**である。すなわち、賃料・転借料のうち、**安い方の金額**ということ

